

平成31年 月 日

入 札 書

公益財団法人いばらき文化振興財団
理事長 後 藤 四 朗 殿

住 所
氏 名 印
上記代理人 印

仕様書及び図面等指示された事項を承知のうえ、公益財団法人いばらき文化振興財団財務規程第47条の定めにより、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び入札心得（平成9年茨城県告示第1141号）により下記のとおり入札します。

記

金		千	百	十	万	千	百	十	円
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---

購入物品 及び数量	1500ccクラス 5人乗り 乗用車 AT車 1台
--------------	---------------------------

（ご注意）

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載してください。
- 2 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとしします。

入 札 心 得

- 第 1 競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は公正な競争を妨げる行為をしてはならない。
- 第 2 入札参加者は、公告又は物品調達等に関する通知書、その他関係書類及び見本等を熟覧の上、所定の様式により総額又は単価（消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたもの）をもって入札しなければならない。
- 第 3 入札参加者は、入札執行の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
- 第 4 代理人が入札に参加する場合は、その権限を有する者からの委任状を携行し、入札執行時に提出しなければならない。
- 第 5 提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、又は撤回することができない。